(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その３　４４か月～３７か月契約〕

（単位：円）

車種 ＼ 保険期間			44か月契約	43か月契約	42か月契約	41か月契約	40か月契約	39か月契約	38か月契約	37か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車		営業用								
		自家用								
営業用乗用自動車		個人を除く								
		個人								
自家用乗用自動車										10,730
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車		営業用								
		自家用								
小型二輪自動車										5,470
軽自動車		検査対象車								6,610
		検査対象外車								
原動機付自転車										
大型特殊自動車及び小型特殊自動車										
緊急自動車										5,490
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,780	5,760	5,740	5,730	5,710	5,690	5,670	5,660
	(ロ) 小型二輪自動車		5,560	5,550	5,530	5,520	5,510	5,500	5,480	5,470
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,650	5,640	5,620	5,610	5,590	5,580	5,560	5,550
		検査対象外車	5,570	5,560	5,550	5,530	5,520	5,510	5,500	5,480
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車									
	(ロ) 教習用自動車									
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)								
		b 小型二輪自動車								5,240
		c 軽自動車 検査対象車								
		c 軽自動車 検査対象外車								
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車										
検査対象外被けん引軽自動車										

（注）１．本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
２．沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その４　３６か月～２９か月契約〕

（単位：円）

車種 ＼ 保険期間			36か月契約	35か月契約	34か月契約	33か月契約	32か月契約	31か月契約	30か月契約	29か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車		営業用								
		自家用								
営業用乗用自動車		個人を除く								
		個人								
自家用乗用自動車			10,580	10,430	10,280	10,120	9,970	9,820	9,670	9,510
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車		営業用								
		自家用								
小型二輪自動車			5,460	5,450	5,440	5,420	5,410	5,400	5,380	5,370
軽自動車		検査対象車	6,570	6,530	6,490	6,440	6,400	6,360	6,310	6,270
		検査対象外車	5,520							
原動機付自転車			5,410							
大型特殊自動車及び小型特殊自動車										
緊急自動車			5,480	5,460	5,450	5,440	5,430	5,410	5,400	5,390
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,640	5,620	5,600	5,590	5,570	5,550	5,530	5,520
	(ロ) 小型二輪自動車		5,460	5,450	5,440	5,420	5,410	5,400	5,380	5,370
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,530	5,520	5,500	5,490	5,470	5,460	5,450	5,430
		検査対象外車	5,470	5,460	5,450	5,430	5,420	5,410	5,400	5,380
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車									
	(ロ) 教習用自動車									
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)								
		b 小型二輪自動車	5,240	5,230	5,220	5,220	5,210	5,200	5,200	5,190
		c 軽自動車 検査対象車								
		c 軽自動車 検査対象外車	5,120							
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車										
検査対象外被けん引軽自動車			5,090							

（注）１．本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
２．沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。